

西南に當りて、西に近く、古事記と符合す、此地今は河邊郡に屬すれども、往古は阿多郡に隸し、現在出見尊を祭れる鷹屋神社あり、鷹屋山鷹屋原の地名も残る、故に鷹屋山陵の所在は、此鷹屋山なるべし、因て此地に神社を建しなるべしといへり、此説も古事記に據れる説なれば、此に記して後人の參考に備ふ、

○鷹屋原 前文に見ゆ、

八幡宮地頭館より子 益山村にあり、祭神石清水八幡に同じ、堀川天皇御宇、康和二年、池田某、藤宮某、石清水八幡を護り下り、益山村の内、中村に勸請す、其後貞永以來、屢重建し、文明十年、今の所に移す、永祿六年、梅岳君重建し、崇敬厚く、金欄の旗、歌仙の額等を御寄進あり、安永八年、大信公拜殿等を改め造り、戸帳、及ひ扁額を喜捨し、正祭九月九日、社司江

田氏、別當は八幡山滿徳寺眞光院と號す、眞光院は益山村に、言宗にて、異

諏訪大明神社地頭館より子 益山村にあり、祭神建御名方命、事代主命、正祭七月廿四日、勸請年月詳ならず、社記に、天文七年、戊戌、十二月十八日、梅岳君加世田城を攻んとして、田布施筒鳴ツツナより萬瀬川を渡り、當社の別當道仲軒に陣す、加世田の敵軍來り戦ひしに、君の軍利あらずして危かりし故、任持宥鑑法印、君を社内社内に匿す、敵兵君を搜り求しに、社内より雙鳩飛出ければ、敵兵他處へ尋ね去て、君全きを得給へり、是年十二月廿九日、加世田を平定し、翌年、道仲軒を新建し、本尊藥師如來を安置し、田三町を寄附し、當社を崇敬し、云々、爾來屢 邦君より重建ありて、天明元年、大信公新造し、しゑひ、戸帳、大鼓、及ひ神前の器物を御寄進にて、崇仰を厚く

西南に當りて、西に近く、古事記と符合す、此地今は河邊郡に屬すれども、往古は阿多郡に隸し、現在出見尊を祭れる鷹屋神社あり、鷹屋山鷹屋原の地名も残る、故に鷹屋山陵の所在は、此鷹屋山なるべし、因て此地に神社を建しなるべしといへり、此説も古事記に據れる説なれば、此に記して後人の參考に備ふ、

○鷹屋原 前文に見ゆ、

八幡宮地頭館より子益山村にあり、祭神石清水八幡に同し、堀川天皇御宇、康和二年、池田某、藤宮某、石清水八幡を護り下り、益山村の内、中村に勸請す、其後貞永以來、屢重建し、文明十年、今の所に移す、永祿六年、梅岳君重建し、ぬひ、崇敬厚く、金襴の旗、歌仙の額等を御寄進あり、安永八年、大信公拜殿等を改め造り、戸帳、及び扁額を喜捨し、ぬふ、正祭九月九日、社司江

田氏、別當は八幡山滿徳寺眞光院と號す、眞光院は益山村にあり、當邑今泉寺に

諏訪大明神社地頭館より子益山村にあり、祭神建御名方命、

事代主命、正祭七月廿四日、勸請年月詳ならず、社記に、天文七年、戊戌、十二月十八日、梅岳君加世田城を攻んとして、田布施筒鳴多より萬瀬川を渡り、當社の別當道仲軒に陣す、加世田の敵軍來り戦ひしに、君の軍利あらずして危かりし故、住持宥鑑法印、君を社内に匿す、敵兵君を搜り求しに、社内より雙鳩飛出ければ、敵兵他處へ尋ね去て、君全きを得給へり、是年十二月廿九日、加世田を平定し、ぬひし、翌年、道仲軒を新建し、本尊薬師如來を安置し、田三町を寄附し、當社を崇敬し、ぬふと云々、爾來屢 邦君より重建ありて、天明元年、大信公新造し、ぬひ、戸帳、大鼓、及び神前の器物を御寄進にて、崇仰を厚く

しゝへり、道仲軒は、其後 大中公の御位牌を安置して、諏訪
山大中庵といひ、今は當社の別當にあらず、大中庵も、益山新村に大屬す、當邑日新村

磯間權現社

未地方、四里余

大浦村にあり、磯間山の絶頂に神社

を建つ、祭祀九月十九日、此山急峻にして、登路甚だ危険なり、
絶頂は層巖突起して、天に挿む當邑一奇景の處なり、古來當
社靈異著しく、諸人歸仰する者多しとぞ、別當修驗賣島氏、

佛 寺

龍護山日新寺

未地方、三町余

武田村にあり、田布施常珠寺の末

にして、曹洞宗なり、本尊釋迦如來、開山泰翁宥仙和尚、文明年七
日、遷化、薩州家島津薩摩守國久の開基なり、初め保泉寺と號
して、谷山皇徳寺の末なり、永祿七年、甲子の歲、梅岳君重建し、
菩提寺となし、寺内に梅岳君の靈牌を安置す、君の没後、

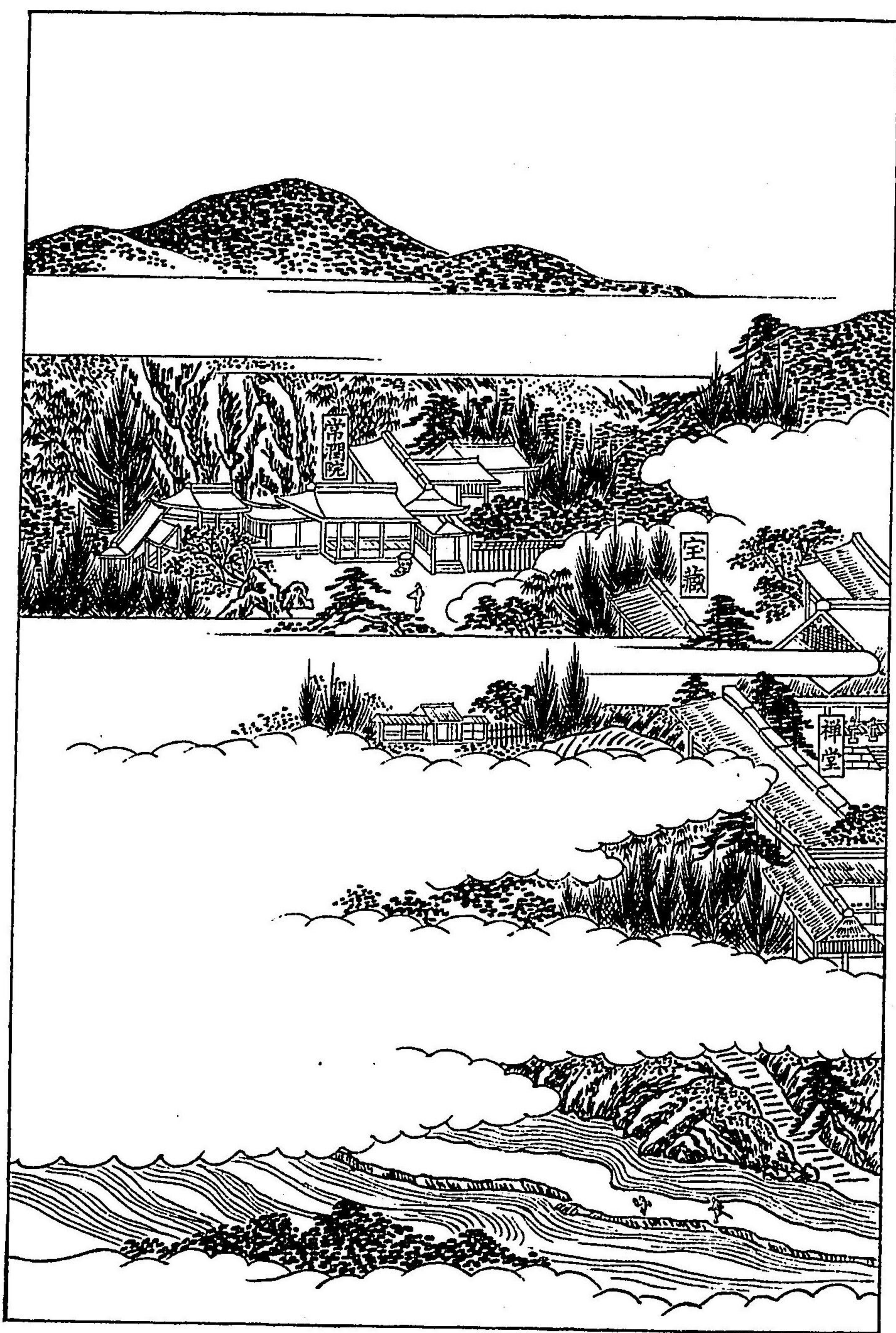
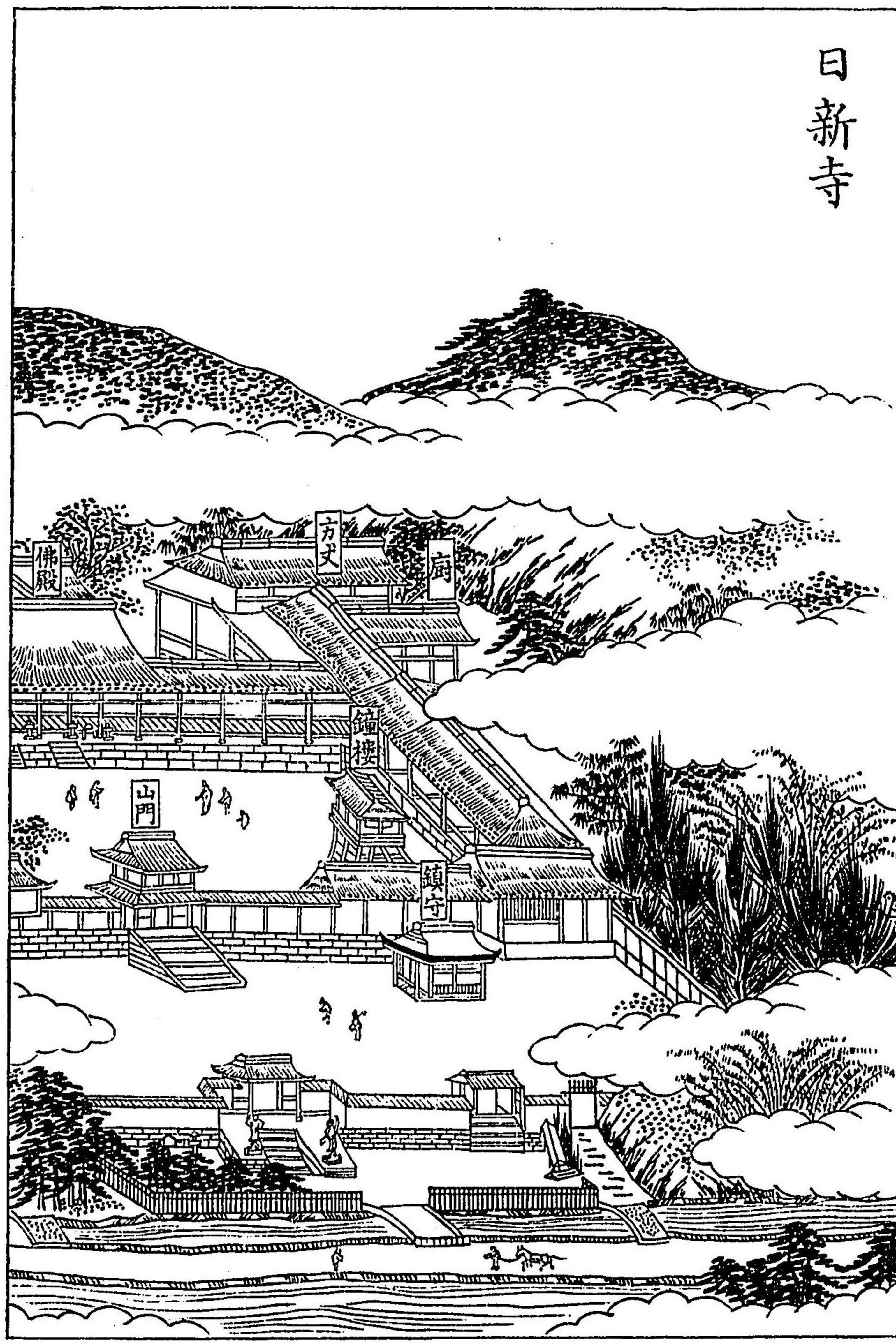
泰翁より第七世の住持、梅安和尚、保泉寺の號を改めて、日新
寺といふ、寛政十年、戊午、正月十五日夜、火災ありて、當寺悉く
焼亡す、舊軌に従ひ、速に寺を造營し、山門を修し、龍護山の扁
額を掛け、大慈公照天の二字を親書し、位牌殿の正面に掛
ぬひ、莊嚴舊日に倍せり、世に梅岳君の功跡を記せる、日新記
といへる書あり、是當寺第八世泰圓守見和尚、六十三歳にし
て著せり、香花田二百三十石餘を寄附せらる、

○常潤院 日新寺の境内にありて、其支院なり、本尊十一面
觀音、開山盤忠和尚、天文中、梅岳君の創建なり、梅岳君屢當院
に來りぬふて、一日大雪降りける時、御詠歌あり、

音にきく野山の雪のあけぼのも
かゝる時にや簾れ捲けん

○梅岳君御石塔 常潤院にあり、永祿十一年、十二月十三日、

日新寺



梅岳君當邑に卒す、即此處に葬る、御石塔の右側に、從臣中條次郎左衛門、左に滿富郷八左衛門墓あり、當時殉死の士なり、又井尻神力坊といへる修驗、梅岳君の命を蒙り、邦家長久祈願の爲に六十六州に法華經を奉納して、薩摩神力と札を誌す、凡二十有二年を経て、六十六州を遍歴し畢り、梅岳君卒しぬひし、八年の後歸て、天正三年、十二月廿七日、殉死す、神時に謂て、高樹の身なれば、及死すべからず其石塔は、日新寺境内、柿本地藏堂の側にあり、神力が靈とて、今に奇異あり、諸人はを畏る、

○梅岳君御影堂 常潤院にあり、梅岳君天資仁明英叡にして、其功社稷を興し、其徳封疆に溢る、大中公御中興の業に於る、周文王あるが如し、且今に至て、英靈赫然として、人民敬畏せざる者なし、故に遠近の人、參詣する者日に絶えず、

雲林山寶生院今泉寺 地方頭餘り 川畑村にあり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊藥師如來、開山賢範法印、嘉吉年中、領主薩州家島津國久の開基なり、天文九年、住持政譽法印の時、梅岳君當寺を新建して、祈願所となし、水田十二町を寄附し、且池之上坊、圓福寺、中島坊、下之坊、迫之坊、杉本坊の、六支院を創建しぬふ、其内池之上坊、杉本坊は今に残れり、梅岳君今泉寺并に六坊へ、準提佛母像三十六軀を安置しぬふ、承應二年、大風にて諸堂敗壞し、今僅當寺に二軀のみ存ず、故に當寺の僧、梅岳君を大檀那とし、政譽法印を中興とす、當寺本堂は、梅岳君常に來て讀經をなしぬふとぞ、寺門の額、雲林山の三字は、梅岳君の親書なり、今其親書の額は、寶藏して、摹寫の額を掲ぐ、

○辨才天社 當寺の境内にあり、大岳公の建立にて、梅岳

君重建

○天満神社 當寺の境内にあり、義天公御造立にて、梅岳君重建しめひ、水田數十頃を御寄附あり、毎歲二八月廿五日、諸學生をして、詩歌の會を爰に行はしめぬふ、

明星山淨蓮院杉本寺實地の頭方六町、川畑村にあり、坊津一乘院の末にして、眞言宗なり、本尊十一面觀音、開基年月詳ならず、中興開山慶範僧都、當寺は 大岳公の御葬所、六角堂を管轄す、初め 公泊津に在し時、坊津一乘院住持賴憲法印、京都に如く、因て加世田杉本寺住持賴濟等をして、一乘院を監す、公屢一乘院に詣りて、賴濟より眞言教を受けられ、賴濟に歸依しめひ、且其薨後の引導までも命ぜられしとぞ、文明二年、庚寅、正月二十日、公泊津に薨ず、一書、田別府に公加世、賴濟 公御存日の所命を以て、御遺骸を杉本寺に奉し來て引導せり、事

は御石棺銘に見たり、因て公を此地別府田間といふ所に葬り奉る、是を六角堂と稱ず、今杉本寺より西徑直一町半許、水田中の林叢にあり、今是を邑吏に問ふに、當邑に別府田間にあり、然れども兩村隣接し、六角堂は、別府田間村を距ること、纒二十歩許といふ、蓋し六角堂の地、舊別府田間に屬せしを、後世境るべし、當寺は、往古總持院といひしに、公の薨後淨蓮院と改めしとぞ、當邑の舊記云、梅岳君加世田の一戦に、梅岳君、大中公右馬頭忠將と、三陣を列ぬめひしに、甲冑の一騎あり、彼三陣の間を馳過て曰、時分善し、戦を發すべしと、梅岳君是を見て云、彼一騎は何方の人なる耶と、人をして彼一騎を追尾せしに、杉本寺の本堂厨子内に入る、戦ひに及て、果して利を得ぬふ、是に因て梅岳君、此十一面觀音を殊に崇敬しめへりと、

○六角堂 前文に見ゆ、

野間山龍泉寺愛染院頭館より 川畑村にあり、當邑今泉寺の末にして、眞言宗なり、本尊阿彌陀如來、夾侍藥師如來、千手觀音、因て其代なりしが、今住僧三盛佛傳法印、是を賜ひしと邦いふに、開山輪慶法印、開基年月詳ならず、梅岳君天文九年、重建しぬふといふ、當寺は野間山權現の別當なり、野間嶽を距ること五里に及ぶ、長崎通商の唐土人、特に娘媽神社を敬信し、洋中野間嶽を見れば、必ず祭具を供て神女を禮拜すとす、毎歲唐客長崎に於て、娘媽神社に香火銀を致す、愛染院住僧長崎に往て是を受け、且住僧娘媽神に海上安全を祈禱せる鎮符札を贈る、住僧若事故ありて往ことを得ざる時は、人をして代り往しむるとかや、

佛寺合記 白龜山安養院淨福寺 武田村にあり、相州藤澤山の末にして、時衆宗なり、本尊阿彌陀如來、開山彌阿上人、初め

應永元年、遊行第十二代の時、開基にて、如意山安養院と號し、川畑村鷹城と云所にありしを、梅岳君此地に移して、再興し、今の寺號に改めぬへり、既にして當寺に梅岳君の孺人、寬庭芳宥大姉大姉は、母なりの靈牌を安しぬふ、△布袋山西照寺、唐人原村にあり、當邑日新寺の末なり、本尊虛空藏菩薩、開山阜徹和尚、觀應二年の開基なり、△珠玉山龍德院 武田村にあり、當邑日新寺の末なり、本尊釋迦如來、開山麟翁和尚、麟翁は川邊寶福寺二世にして、文正丙午の年開基なり、當寺境内に曲水あり、梅岳君遊宴の舊跡なり、△青松山東光寺 片浦村にあり、當邑日新寺の末にして、曹洞宗なり、本尊延命地藏菩薩、運慶作、座下應永六年、東光住持慶云々

舊跡

笠砂御碕西、頭館余、五里 片浦村赤生木村等に係る、此地薩摩國の

西邊にて、地背あり、海中に突出す、接壤の處は、東方にて、地背は西に向ふ、其長さ凡四里、四里は、大浦村の邊より西北の横幅一里許、其地の尖背を、御碕といふ、野間嶽御碕にあること、前條其嶽に記すが如し、此笠砂御碕は、書紀に見にたる、吾田長屋笠狹之碕にて、瓊々杵尊高千穗峯に天降の後、都すべき地を尋て到りぬひし處なり、書紀云、皇孫天津彦々火瓊々杵尊、天降於日向襲之高千穗峯矣云々、薺穴之空國、自頓丘、覓國行去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、其地有一人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶、對曰、此焉有國、請任意遊之、皇孫就而留住、古事記云、眞來通笠沙之御前と古事記の笠沙之御前と、書紀の笠狹之碕とは、同地にて異義なし、古事記傳云、此地は書紀に、吾田長屋笠狹之碕とも、吾田笠狹之碕ともある、吾田は、薩摩國阿多郡阿多なり、又長屋之竹島ともある、竹島も、孝德紀に薩麻

の曲、竹島之門とあるに依るも、長屋も薩摩なることしるければ、笠沙も彼國なるべし云々、さて此處の語の、都ての意は、鎮坐すべき國を覓め賜ふとて、薺肉、空虚地を通過て、笠沙之御碕に到坐るなり、云々、孝德紀、竹島之門の事は、疏磯に參考すべし、此文にて二記の所述は、此笠砂たるを明白なり、又加世田といふ名は、即笠狹より轉りし名にて、サ々の返し、せとなる、下に田を附たるは、笠狹の地を、後の世に、田畝を開きしより、笠狹の田とは呼びしなり、又笠狹は、古事記に、笠沙と書く、是其本義にて、重る沙の省語なるべし、此邊沿海の諸邑は、皆吹上の砂山、堆く連る、是西海の大洋より、白砂を吹上て、歳々積み重りて、山をなすは、重沙の名に當れり、物の積重するを、今もカサの上る、カサあるなと、いふも、同義にて、笠沙之御前は、即加世田御碕なり、又碕とあれば、加世田の地にて、其極邊まで臨

觀し給ふなるべし、長屋は、加世田の中央に連り蟠れる大山にて、加世田一邑は殆んど其大麓にあり、其詳は次章の如し、笠砂御碕は、其山下にありて、同所なれば、先土地大山の地名を擧て、長屋笠砂之碕とはいへるなるべし、吾田とは、古書には、吾田國とも見にて、今の薩摩の古名なること、薩隅日總説の卷に述るが如し、加世田にある鷹屋の如き、即鷹屋神社、鷹屋原、竹屋郷等の地、今は河邊郡に屬せるに、和名鈔には、阿多郡鷹屋と記す、風土記亦是に同じ、是阿多河邊二郡は、其地交錯して、相接せる故に、昔時加世田鷹屋は、阿多郡に屬せるなり、されは吾田は、上古一國なりしに、其後一郡の名となりけれども、中古までは、其郡の大なるを知るべし、彼書紀に、吾田長屋笠狭之碕といふは、日向襲之高千穗峯といへる例にて、薩摩吾河邊郡長加世田吹上濱笠狭といふが如し、又事勝國勝長狭とは、即

吾田の國主なり、吾田とは、長狭が主張せる私田といふ義にて、瓊々杵尊の勅に隨ひ、其地を獻ぜしなり、此長狭は、蓋其後に、額娃枚聞神社の地を賜ひて、彼に居り、火々出見尊に、海宮の指導を授けしなり、其時に、鹽土老翁とあるは、長狭年老て、老翁と號せしなるべし、又長狭とは、長田狭田の廣狭を以て稱せし歟、伊勢郡、長田、安房、長狭、皇孫就而留住とは、瓊々杵尊は長狭が此土を獻ずるを以て、此地に都を定めて留住しぬへり、又瓊々杵尊高千穗峯より、笠砂碕に到りぬひし道は、高千穗峯の東麓、今の日州諸縣郡高城を出、諸縣郡等處々を過ぎ、隅州肝屬郡華岡を歴て、海を渡り、此に來りぬひしならん、高城は尊の皇居といひ、花岡には尊駐蹕の地とて、當坐大明神と稱し、尊を祀れるあり、是都すべき國を覓めぬへる故に、かく巡覽ありしなるべし、能因法師が歌枕に、薩摩國名所か

ざし野といふあり、是笠沙をかざしと、傳寫の時誤れる歟、書紀通證に、此笠狹御碕、在日向宮崎といふは、無稽の妄説なり、詳に辨せずして明なり、

○長屋山 加世田邑の内、武田、津貫、大浦、小湊等の諸村に係て、此邑の中央にあり、其南北長さ凡四里東西三里餘、往古は西は野間嶽、南は久志、東は山田、北は宮原村、鷹屋神社の邊までも、支山蟠根、相連りし大山なりしに、中古より開墾して、人居ともなり、今は多く岡野の狀と變ず、半腹以上のみ山林なり、土人の記録に、長屋山の文字、或は長屋山、長永山、長江山、永屋山等と書るあり、かゝる大山なれば、書紀等に、吾田長屋笠狹碕とは記せるなるべし、

○竹島 書紀一書に、皇孫到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地、云々見たり、是野間嶽の事ならん、竹は嶽

と同音なり、島とは、此嶽三面大海なり、故に島といへる歟、一説に、竹島は、木花開耶姫の三皇子を産め、へる竹屋山なるべし、又一説に、片浦港の海上に、竹島といへる島嶼あり、小社あり、瓊々杵尊を祀る、此島ならんと、古今の地名、異なれば、的指すべからずといへども、長屋邊の高き山なるとは、登の字にて知られたり、

竹屋郷 地頭一里余 内山田村にあり、河邊郡山田の分界に係る、此所は瓊々杵尊、吾田長屋笠狹碕に到りて、此國の美人、鹿葦津姫を娶り、火闌降命、彦火火出見尊、火明命の三皇子降誕し、めへる地にて、書紀、及ひ風土記に、所謂竹屋とは即此なり、其地たる一の岡山にて、其顛に廣さ二畦計の平地あり、上古柱の礎三、小石多く残り、前條鷹屋神社のありし跡なりと云、竹屋鷹屋通用するは、彼條に記が如し、其祭神、所謂三皇子

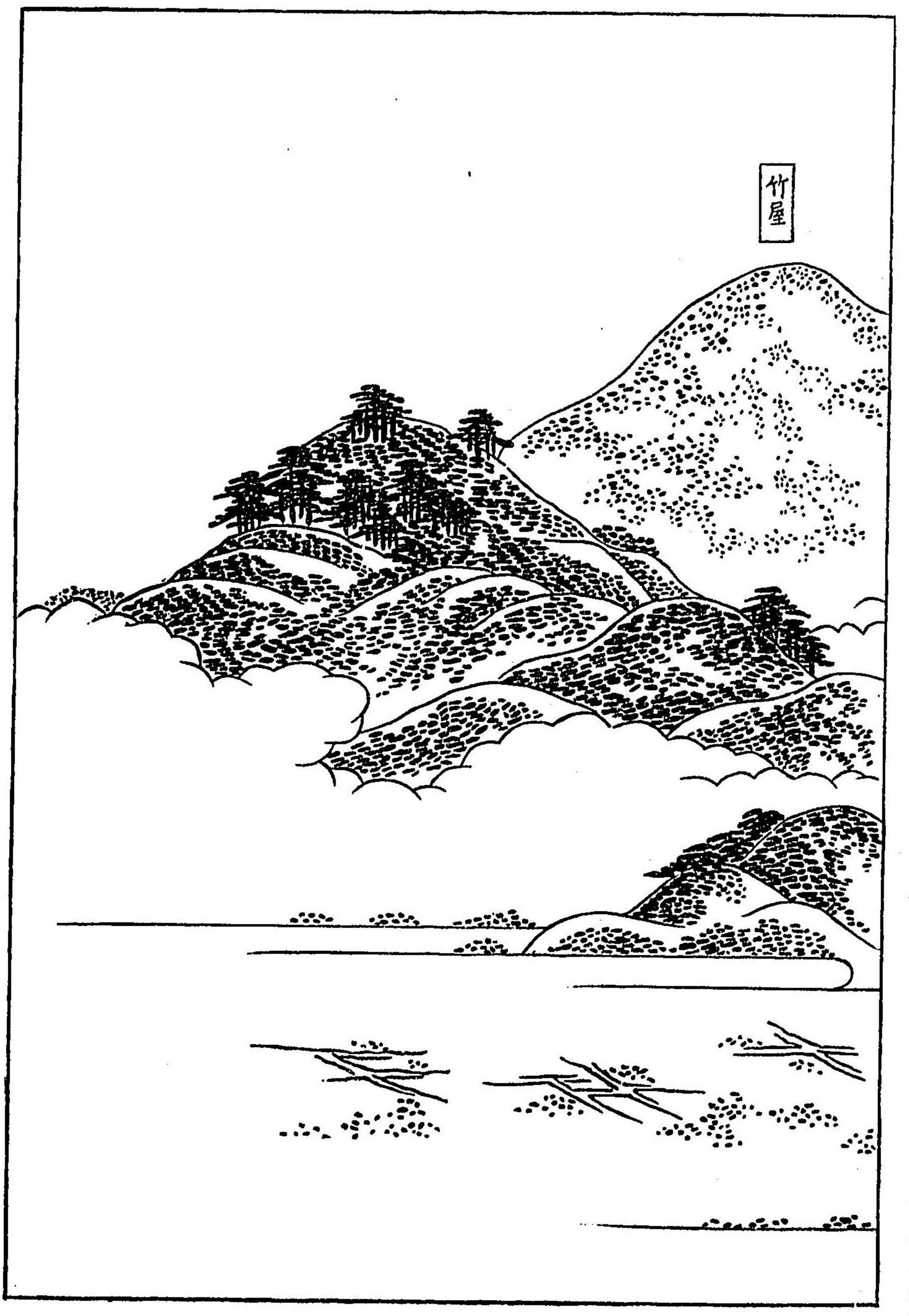
にて、爰に其三神を祀れるは、此地に降誕の故なるべし、地志略には、王子大明神と見たり、是亦三王子の故に、王子とはいへるなるべし、土人此所を竹ヶ尾とも唱ふ、尾は丘の事に、猶竹屋の岡と云と同じ、又竹屋郷の山下五六十間許に、竹林あり、是皇子の臍帶を截て棄し、竹林の遺蹟なり、此竹は、今の世に篋竹とも、笛竹とも、呼べる者也、其長と二丈許、周圍二三寸、節相去こと尺餘、其根鞭行せず、其筍蓋芽の如く叢生して、母子散らず、挿せは能活く、藩人植て墻屏に換へ、或は火繩を製し、或は舟子の輩索に作て、其用頗る廣し、漢名の義竹、孝竹と云屬なり、本藩に多く、九州にも稀にある者なり、篋竹、隨大隅に五六寸節あり、一種、キンの巢、細く、叢生す、尤、他國にて見す、を四に裂て、皮なる方を取、縮めて、船懸るし、船は、他國船は、其水に堪へ、強し、故に諸國の方、に、薩、隅、の、船、懸、る、時、は、他、國、船、は、其、水、に、避、つ、て、船、懸、ら、ず、為、彼、に、網、等、と、網、切、方、の、故、等、網、り、海、中、か、て、此竹、此山のみ

に叢生して、林をなし、近邊にはあるをなし、因て土人奇異と稱ず、又竹ヶ尾は、月夜深更の時、笙笛等の音樂の聲響くを聞ける者、徃々あり、故に土人敬畏して神跡とす、書紀曰、有國云々、皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姬、亦名神吾田開津姬、云々、皇孫因而幸之、即一夜而有娠、皇孫未之信、曰、雖復天神、何能一夜之間令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作無戸室、入居其内、而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當集滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室、始起烟末、生出之兒、號火闌降命、次避熱而居、生出之兒、號彥火々、出見尊、次生出之兒、號火明命、云々、又曰、凡此三子、火不能害、及母亦無所少損、時以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀終成竹林、故號彼地曰竹屋、云々、昔紀通、證云、凡出產之初、定衣服之色、謂之勘取、竹刀男女異制、者、擧嘉塵添瑤囊鈔に、風土記の説を載て云、皇祖哀能忍耆命、

竹屋郷
自川畑村
石坂所見



竹屋



日向國贈於郡高茅穗穗生峯にアマクタリマシテ是薩摩國
 閑駝郡竹屋村にウツリ給テ土人竹屋守ノ女ヲメシテ其腹
 に三人の男子ヲマウケ給ケル時彼所ノ竹ヲ刀ニ作り臍緒
 ヲ切給タリケリ其竹今モ有リ云々とかく見にたれば此地
 は彦火々出見尊等の三神降誕の處なる故神祠を建て王子
 大明神と稱せし事證甚だ明かなり況や竹林今に存するを
 耶今に至て國俗竹刀にて兒の臍帶を切るは此故事に本づ
 きて祝へる所作なるべし蓋竹屋郷の山岡は無戸室の墟な
 らん其無戸室に火を放て焚るとあれば皇居よりは別所な
 るへきなり又書紀皇子降誕の文下一書に云時神吾田鹿葦
 津姫以下定田號曰狹名田以其田稻釀天甜酒嘗之又用淳浪
 田稻爲飯嘗之水田也嘗者祭神設宴而賀兒也此卜定田等
 は皆名田を擇へる義なるに後世加世田阿田田布施山田等

と地名に某田と稱する多きは是より出でしならん卜定田
 とは卜占を爲して稻を取る大嘗會の時國郡等の卜定此よ
 り起れるなり延喜式大嘗會式令所司卜定悠紀主基國郡又
 卜定田及齋場雜色人とある是なり釀甜酒嘗之爲飯嘗之と
 あるは後世天子誕生の時酒宴のあるは此より始まるなり
 大嘗會式云天子誕生三月夕天皇設宴賜物群臣七日夕皇后
 設宴賜物後宮大臣以下相次獻饌稱之養產と見にたる是な
 り紫式部日記に載す拾遺集産屋の七夜に君がへむ八百万
 世を數ふればかつ今日ぞ七日なりけるとあり後世五
 十日百日の賀に餅を作り兒に踐しむる事あるは皆是より
 始まる神代の遺俗なりといふ又此加世田阿多等の土地は
 五穀等他土に異りて殊に能く繁茂して人民も甚た繁殖す
 故に都府に出仕ふ者十に七八は皆此土の産なり又女工も

他土に勝れて、布帛を能織れり、延喜式に、薩摩國油布四丁成、
端とあるも、上代よりの俗なるを見るべし、書紀又皇孫の段、
一書に到于吾田笠狹之御碕云々、問曰、其於秀起浪穗之上、起
八尋殿而、手玉玲瓏織妊之少女者、是誰之子女耶と見に、其少
女は、鹿葦津姫にて、加世田は、姫の生土なる故か、る俗をも
傳へしに耶、

○和歌

書紀一書に云、遂生三子、母誓已驗、方知實是皇孫之胤、
然豊吾田津姫恨皇孫、不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之、曰、

おきつものは邊にも寄れどもさね床も

あたはぬ鳴よ濱つ千鳥よ

藤原惺窩が木花開耶姫を詠る、

さきたつる波のあやもて織る機の

手玉もゆらの色になるてふ

○裳敷野 川畑村に屬す、竹屋郷より亥方、十町にあり、頗る
平坦なる原野なり、上裳敷野、下裳敷野と呼て、人家あり、上古
竹屋神社ありし時、神人等が宅地の跡といふ處もあり、此よ
り丑寅方に當り、鳥居口といふ、陸田の名あり、往古神社あり
し時の、鳥居跡なりといふ、又此地に川あり、神事川といふ、祓
川とも云、下流は萬瀬川に入る、是往古神社ありし故、其名を
得たりとぞ、又此地は、瓊々杵尊皇居の跡なりといへり、宮原
村、鷹屋神社の地を、瓊々杵尊皇居の跡なりといひ傳ふに、此
地も亦皇居の跡なりといへるは、蓋瓊々杵尊、始め木花開邪
姫に遇ひ玉ひしは、此邊なりし故に、暫く行宮を建られ、居住
しぬひ、三皇子降誕の後、宮原村の地に皇居を遷しぬひしに
邪、故に兩處皇宮の跡のいひ傳へあるべし、太古は、皇宮の制

も、簡朴なれば、處々に遷宮も、自由なりしなるべし、後世の事體を以て、太古の事を視るべからず、

○陰陽石 竹屋郷より、未申方、十町許にあり、内山田村に屬す、此地を立神山といふ、陰陽石若干あり、其内大陰陽石と呼ぶ者あり、陽石高七丈五尺、陰石高七丈、二石雙ひ立、二石の根は、一石にして、其梢二形に分る、根の周圍二十間許、石面に梵字二を刻す、字様古し、土人此名を立神と號す、大陰陽石の東方、廿間許に、一箇の陰陽石あり、陽石高四丈、陰石梢低し、又大陰陽石より東北七十間許に、一箇陰陽石あり、陽石高一丈三尺、圍四尋、陰石高一丈、圍六尋、又大陰陽石より東南百間許に、一箇陰陽石あり、高皆一丈許、又大陰陽石より西方六間許に、一箇陰陽石あり、高各一丈、圍各四尋、又此石より西方一間許に、一箇陰陽石あり、陽石高一丈二尺、圍尋餘、陰石高九尺、圍

三尋、又此石より西方五間許に、一箇陰陽石あり、陽石高三丈三尺、圍五尋、陰石高二丈五尺、圍五尋、又此石より西方五間に、一箇陰陽石あり、陽石高二丈五寸、圍七尋、陰石高二丈、圍十尋、以上の陰陽石、皆雙ひ立、或は二石少し相離れ、或は根は一石にして、梢其形を分つ、大陰陽石より西方三十間餘の山下に一社あり、立神權現といふ、左右杉林森然たり、諸陰陽石は、皆石崖の畔に相連る、又陰陽諸石を夾み、南北に兩川相通し、西に流る、二川皆夫婦川といふ、立神權現の西にて、合流す、大陰陽石より、東南八十間許、南川に一瀑あり、高二十間、男瀑といふ、大陰陽石より、東北六十間許、北川に一瀑あり、高三間、女瀑といへり、此地青山環くり抱たき、溪水と奇を交しへ、風景清勝なり、凡そ此陰陽諸石、皆天然の妙造にして、遠近の人、此石を知らざる者なく、來り觀る者絶えず、陰陽石は、天下の地往

と前條に記すが如し、此三皇子も、皆此皇宮にて生長し玉ふなるべし、其後瓊々杵尊は、今の高城郡水引邑千臺の地に都を移しゑへり、書紀通證曰、大八洲記云、瓊々杵尊、天降坐於日向、襲之高千穗峯、此爲守邊要之地也、古事記曰、天降坐于筑紫、日向、詔此地者向韓地、是以上世置太宰府、所以戍邊寇也、今按開國之初、其所尤重在此、故定都於筑紫、蓋追諸尊被除之蹤、依三少降后之基也、三代實錄曰、鎮西者是朕之外朝也、千里合符、一方寄重云々、此文にいふが如く、西海は外蕃に近き處にて、皇國の樞要なれば、先中土に幸きせずして、此地に都を定め玉へるなるべし、

別府城地頭館の武田村にあり、又加世田城ともいふ、得佛公の御時、別府五郎平正明一本、正忠に作る當邑を領して、是に居る、正明は、川邊平次郎太夫吉道の第四男なり、世々別府氏の所

領にて、別府を氏とす、建久八年、薩摩國、圖田帳に、加世田別府百町と見たり、當邑の地名なり、南朝北朝の時、別府氏始めは官軍に應ず、度々當城に於て攻戰あり、應永十二年に及んで、別府氏守護方に屬し、南方平らく、其後當邑は薩州家島津氏の所領にて、薩州家第二代薩摩守國久、當城に居る、薩州家は、出水、及び阿久根、當邑等を併はせ食み、國久の父、薩摩守用久は、出水に居る、國久も後は、別府より阿久根に移りしとす、故に其墓阿久根の蓮華寺に在り、國久は、明應七年、卒す、年五十七當邑は、其門族是を守る、國久の孫、三郎太郎忠興、當邑に居る、其子八郎左衛門尉實久、家を襲て、實久驕虐、人心服せず、天文六年、是より先、實久亂をなす、梅岳君是を討ち、兵を連ぬ、是歲四月、實久當邑にあり、五月、梅岳君當邑に來り、實久と和を議すれども、成らず、既よして實久出水に歸る、七年十二月廿九日夜、梅

岳君田布施より兵を發して、當城を襲ふ、君軍を分つて、二隊とし、一軍は 大中公是に將たり、一軍は島津右馬頭忠將、是に將たり、進んで城を抜く、實久か守將大山内藏介を斬る、殘兵新城新城の下に奔る、我軍進んで新城を攻む、敵將大寺越前守、鎌田加賀守、山田川邊の軍を率ひて來り援ふ、大中公兵を分て、是に當り、奮ひ戰て、是を破る、遂に新城を陥る、梅岳君の威、大に振ふ、當城の本丸を福壽城、二之丸を尼ヶ城、三之城を中城といふ、周廻十八町、高さ十五尋許あり、

○福壽權現廟 本丸の内にあり、天文十三年、梅岳君、大中公創建し玉へり、

新城地頭館の西に當り、武田村にあり、別府城を距ること西方一町、事は別府城に記すが如し、

梅岳君治所地頭館より、武田村にあり、梅岳君別府城を抜き

玉へる後、此に移り居る、第宅の構へなり、俗に御屋地と號す、

○護摩所址 治所址内の西南隅にあり、梅岳君建つ、

○稻荷社 治所址の内にあり、梅岳君建つ、社内に觀音、不動、毘沙門、兩寶童子の像を安置す、梅岳君御看經所にて、歸仰の本尊なりといふ、

物産

- 土石類 黒石碁子 △砥石 △細沙 竹島に産す、 △陶土
- 津貫村に産す、上品なり、
- 衣服類 綿布 △木綿天鷲絨 △木綿七子織、
- 蔬菜類 香蕈 △松露 △初蕈 △石花菜 △海羅 △へき海苔言方 △水苔言方 △名越海苔言方 △みる言方 △西瓜 △匏
- 器用類 斧 △鎌 △菜刀 △釘 △小刀 以上の諸品、多

く本府に出たす、且琉球三島に下るといふ、世上に加世田鍛工といへることあり、

- 藥品類 天門冬 △茯苓 △海人草 △澤瀉 △枳殼 △縮砂仁 △半夏 △山歸來 △防風 △蔓荊子 △香附子 △瓜蒌實 △石英
- 樹木類 樟 △櫟 △楮 △甘橘 △羅漢松 △竹柏 △桐 △楮 △黃櫨
- 飛禽類 鷺 △隼 △鷹 △鶴 △雁 △鳧 △鷓鴣 △雉 △山鷄 △鶉 △雲雀 △都鳥
- 走獸類 獺 △馬
- 鱗介類 棘鬣魚 △松魚 △鱸 △金線魚 △鱈 △鮪 △鱧 △鯖 △鮠 △鮪 △烏賊 △章魚 △鯉 △鮒 △溪鱧 △蛤 △白貝 △黃貝 △蜆 △なからめ

叢談

加世田士舞樂 當邑に武樂謠曲あり、梅岳君の所作なり、梅岳君の軍を發し、あふ毎に、部下の士人に命し、手にて節奏し、舞踏をなして、謠曲を歌はしめらる、是敵方よりの間者細作の類、潜に在らんことを試み知り、玉はんとの爲なりしとぞ、其歌曲、兒童の謠曲とて、十章あり、少壯の謠曲とて、三章ありて、舞踏の式具はる、今は金鼓にて節奏す、是を土俗に加世田士舞樂と號す、大中公の御時、薩隅日三州始めて平定せる故、公加世田に來て、梅岳君に謁し、是を賀し、あふ、時に加世田の士人、悉く萬瀬川まで出迎へ奉る、其士人、亦大中公に扈從して、梅岳君の治所に至る、於是梅岳君士人に命して、彼士舞樂を行ひ、三州平定の賀を獻ぜしめ、大中公の清覽に備へるへり、大中公の薨後、邦君の特旨を以て、加世田の士人

に命ぜられ、大中公の御忌日、毎年六月廿三日は、日新寺に於て、彼舞樂を行はしめぬふ、蓋昔時の佳例を祝せるなり、今に至て毎年六月廿三日、土舞樂を行ふこと、舊式の如し、日新寺終て、又淨福寺と、今泉寺に至つて、舞樂を行へり、毎年の人數千餘人あり、此謠の音曲は、梅岳君顯娃邑設樂曲に本つき、製しぬふといふ、故に加世田土舞樂の謠は、謠樂曲に似たりとぞ、其土舞樂の歌謠左の如し、

兒童の歌謠

君か惠は、清瀧川の流のすゑも、すむ御代なれや、民もゆたかに、さんさあるいわさ、あらししづけき此時よ、
松はもとより、常磐のいろよ、梅は匂ひよ、柳はみどり、花は紅ひ、さんさあるいわさ、あらししづけき此時よ、
幾久し、ふた葉の松も、千代のみとりも、今年よりいろもまさ

りて、常磐木の松と竹とのすくなる御代は、代々をふるとも、
盡せしな、

いつ見ても、小鹽の山は、千代のみとりも、今年より、色もまさりて、常盤木の、松と竹とのすくなる御代は、代々をふるとも
盡せしな、

春はまつ咲、梅のはな、まねくをばなに、さそはれて、ゆけどは
てなき、むさし野は、

夏は澤邊に、飛螢、いどとこ、ろの、あこがれて、ゆけどはてな
き、むさし野は、

つき日と、はんと、いのちのうち、に、またもや君に、あはしまの
神、

ます花あらば、われをもすてよ、わかれしゆとの、なさけちら
すな、

君は肩きぬ袖なき君にあふてよしなや、あふよしな、いよの君さま、

身は眞菰艸、よしなき君にあふてよしなや、あふよしな、いよの君さま、

少壯の歌謠

ゑいゝ若竹の世々のすゑまでの君様、いよこのまことに、千とせふる、さ谷の流れに、龜遊ふ、御代はかわらで、長久安穩ぢや、

ゑいゝ千世をへて、なくや鶴鶴の君様、いよこのまことに、おさまりて、さ谷のながれに、龜遊ふ、御代は治る、長久安穩ぢや、

露程も、なさけかけざる若衆様、何の名残のおしかるゝ、おしかるるとよ、何のナ、ソレハナ、ソレハナ、ソレハナ、名残のお

しかるゝ世の中につんつくろいでや、しほもつものは、ふた葉のなさけ、ツイソレハツイミミの、ツイソレハ蛤の、しほおもひそめし、其夜はかねのとびらもたまらぬ、ましてもやしほれ竹の、あじろものゝ、數やのふ、サンサ十有七はん、八がぶんゝ、再びサンソロヨ、かんゝ、枯木に、はん花が、さんさき、サンソロヨ、もとのつなをたのむぞ、サアエイサラサ、サアエイサラサ、エイサラサと、ひかばゆけ、引ずは此氣はゆかざらぬ、とこでなソレハ寄せかけたれども、ナ、はぢはかきやせまい、ソレハサアさいた、ソレハこふすりたひのナ、役ぢやも程にゝ、

三國名勝圖會卷之二十七終

三國御膳圖會
卷之二

